

【重要】

新型コロナウイルス感染症への対応のため、専修学校等における学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aについて、非常勤講師を含む教員の負担への配慮や障害のある生徒への合理的配慮に係るもの等を追加・更新するとともに、遠隔授業の取組事例についてまとめましたので、お知らせいたします。各専修学校等におかれては、新型コロナウイルス感染症に係る最新の動向も踏まえながら、遠隔授業の活用について適切に御対応いただきたく、御一読くださいますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和2年5月25日

各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・擁護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校等に係る学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る
Q & A等の送付について（5月25日時点）

令和2年3月24日付け元文科教第1014号「令和2年度における専門学校等の授業の開始等について」において、新型コロナウイルス感染症対策に係る、学事日程等の取扱いや遠隔授業の活用について通知し、4月6日付け及び4月21日付けで学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ & Aを示したところです。

このQ & Aについて、各専修学校及び各種学校（以下「専修学校等」という。）の検討に資するよう、別紙1のとおり更新するとともに、別紙2のとおり取組事例についてまとめました。

なお、これらの情報は、各専修学校等における検討の際の参考にしていただくために示すものであり、各専修学校等に対して、学事日程の変更等を行うよう求めるものではないことを併せて申し添えます。

各都道府県におかれては所轄の専修学校等に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専修学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

< 添付資料 >

- ・別紙1 「専修学校等に係る学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ & A（令和2年5月25日時点）」
- ・別紙2 「新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校の遠隔授業の取組事例集」



< 本件担当 >
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係
直通：03-6734-2915

専修学校等に係る学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A
(令和2年5月25日時点のものであり、今後の状況も鑑み更新の可能性もあります。)

【学事日程等の取扱いに関すること】

問1 3月24日付け通知における「授業期間については、(略) 授業時数を確保するための方策を専門学校等が講じていることを前提に、弾力的に取り扱って差し支えない」との解釈は、新型コロナウイルス感染症対策に係る学事日程の取扱いに係るものに限定されるものか。

- 専修学校設置基準第16条において、昼間学科の場合、授業時数は、1年間にわたり800単位時間以上とされております。
- 今回の新型コロナウイルス感染症に対する対応等の影響により、年度当初から授業を開始できない場合等、授業期間を上記のとおり確保することが困難である場合が想定されるため、令和2年3月24日付け元文科教第1014号「令和2年度における専門学校等の授業の開始等について」(以下「3月24日付け通知」という。)により、上記の例外として、授業時数を確保するための方策を専門学校等が講じていることを前提に、柔軟に取り扱って差し支えないことを示しました。
- ただし、国家資格等の養成施設としての課程に係るものについては、あらかじめ都道府県の関係部局、省庁等に相談した上で対応をお願いします。なお、医療関係職種等の養成施設としての課程に係るものについては、令和2年2月28日付け事務連絡「新型コロナウイルスの発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」を参照ください。
https://www.mext.go.jp/content/202000302-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf (現時点版)

※専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)(抄)

第十六条 昼間学科の授業時数は、一年間にわたり八百単位時間以上とする。

2 (略)

問2 「授業期間について、(略) 弾力的に取り扱って差し支えない」とあるが、例えば、本来15コマの授業としている場合、13コマにし2コマ分の授業時間数を削ることを許容する趣旨か。

- 専修学校基準第16条の規定は、一年間の授業時数を規定したものです。
- 今回の授業期間の弾力化は、卒業の要件として履修すべき授業時数を変更するものではないことから、質問のケースについては、例えば、2コマ分に相当する授業時間を本来予定していた対面授業により行わない場合については、休日や祝日における補講授業の実施や、遠隔授業の実施、又は授業中に課すものに相当する課題等に代替すること等により、専修学校設置基準第17条等で定める必要な学修時間を確保していただく必要があります。

問3 3学期制を採る場合に、1学期終了後の夏季休業期間中に遠隔授業により補講を行い、2学期が始まる直前に期末試験等を行うなど、夏季休業期間を、前学期の学修時間として柔軟に活用することが可能か。

- 3月24日付けの総合教育政策局長通知2.(1)により、授業期間については、「補講授業、遠隔授業、授業中に課すものに相当する課題等を活用し、専修学校設置基準に定める授業時数を確保するための方策を専門学校等が講じていることを前提」に、「弾力的に取り扱って差し支えないこと」としており、質問のような運用も可能です。ただし、実習等のある養成施設の課程に係るものについては、学事日程の変更等について当該課程の指針等を所管・担当する部局等に相談した上で対応ください。

問4 学校保健安全法第20条に基づく「臨時休業」を実施する場合、学事歴も変更する必要があるか。

- 学校保健安全法第20条に基づく「臨時休業」(以下単に「臨時休業」という。)を実施する場合においても、学期の始期・終期や授業を行わない日の変更が生じる場合は、学則上の定めと齟齬をきたさないように留意いただく必要があり、必要に応じた変更手続等を行ってください。ただし、全ての業務を休業とするのではなく、各専修学校の判断として、遠隔授業の活用など、生徒が通学しない形で行われる授業を実施する場合(問8参照)など、上記の変更が生じない場合は、必ずしも変更する必要はありません。

※ 学校保健安全法 (昭和三十三年法律第五十六号) (抄)
(臨時休業)

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

【遠隔授業の活用に関すること】

問5 3月24日付け通知において示された遠隔授業に係る解釈は、新型コロナウイルス感染症対策に係る遠隔授業に限定されるものか。

- 3月24日付け通知によりお示しした遠隔授業に係る解釈は、遠隔授業に係る取扱いを明確化したものであり、新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限ったものではありません。
- 平成18年文部科学省告示第24号で担保しようとしていることは、対面授業に相当する教育効果であるところ、こうした教育効果を有すると認められる遠隔授業に必要な要素として、同告示の2号においては、①設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導と②生徒の意見の交換の機会を掲げているものです。

- オンデマンド型の遠隔授業の場合には、授業配信中に上記①及び②を実施することが困難であることから、対面授業に相当する教育効果を担保するため、授業の終了後すみやかに①及び②の実施を求めることが必要であるのに対し、同時双方向型の遠隔授業の場合には、当該授業の実施中に上記①及び②を行うことにより、実質的に対面授業に相当する教育効果が担保できているといえるのであれば、授業の終了後すみやかに上記①及び②の実施を求めることは必ずしも必要ではありません。

※ 平成十八年文部科学省告示第二十四号（専修学校設置基準第12条第1項の規定に基づき、専修学校が履修させることができる授業について定める件）

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、専修学校において、対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

- 一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室又はこれに準ずる場所（専修学校設置基準第十四条の規定により授業科目を履修させる場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。）において履修させるもの
- 二 毎回の授業の実施に当たって設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する生徒の意見の交換の機会が確保されているもの

問6 遠隔授業を行う教員は、自宅において当該授業を行うことは可能か。【下線部分更新】

- 法令上、遠隔授業に係る送信側の場所について限定はないため、対面授業に相当する教育効果が認められる場合には、教員が自宅において遠隔授業を実施することは可能です。
- 教員が自宅から遠隔授業を行う場合を含め、遠隔授業の実施に当たっては、教員個人（非常勤講師を含む。）に過度の負担を強いることのないよう、専修学校等の設備を最大限活用すること（専修学校等における機器の使用や教員への機材の貸出し等）等によるサポートなど、各専修学校等の状況に応じた取組をお願いします。

問7 「対面授業の一部を遠隔授業によって実施する場合」について、例えば、15回の授業中、14回分を遠隔授業により実施し、対面授業は1回しか行っていない場合についても、各専門学校等の判断において、主として対面授業により実施したものと扱ってよいか。

- 3月24日付け通知においては、対面授業の一部を遠隔授業によって実施する場合であっても、「授業全体の実施方法として、主として対面授業を実施するものであり、対面授業により得られる教育効果を有することを各専修学校の判断において認められるもの」としております。

- このため、質問のケースが、「主として対面授業を実施するものであり、対面授業により得られる教育効果を有する」といえるかについては、各専修学校において判断し、各生徒等に対して説明することが求められますが、質問のように15回の授業中1回しか対面授業を実施していないという外形的な条件だけを捉えれば、ただちに「主として対面授業を実施」したものと説明することは困難であると考えております。
- ただし、問15の回答においてお示しする特例的な措置の下、対面授業以外の授業として行う場合には、当該授業の時数又は単位を授業時数等の上限に算入する必要はありません。ただし、その際には問15の回答を踏まえ、対面授業の実施によって得られる教育効果が認められる必要があることに留意してください。

問8 遠隔授業の実施方法として、教科書や教材による学修を一定時間自宅において行わせたいうえで、メールや掲示板等を用いて質疑応答等を行うことは許容されるか。

- 法令上、遠隔授業の一部において、教科書や教材による学修を自宅において行わせることが禁止されるものではございませんが、対面授業に相当する教育効果を有するものである必要があることから、授業外の予習・復習に相当するような単に教科書を読ませるといった形態は想定しておらず、授業担当教員による事前のガイダンス等において、当該授業の目的やねらい、教科書を読むに当たっての留意点や、必要な視点・観点などを示すなどにより、授業中に課すものに相当する学修である必要があります。
- また、専修学校設置基準第29条の方法による対面授業、専修学校設置基準第30条第1項による印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれにより学修させる授業（印刷教材等による授業）、及び同条第2項の方法による多様なメディアを高度に利用して行う授業（遠隔授業）が、別の方法として区別されていることを踏まえると、単に印刷教材等の送付により授業が完結することは想定しておらず、毎回の授業の実施に併せて質疑応答等による指導を行う必要があります。

※ 専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）

（通信制の学科の授業時数）

第二十九条 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）の授業時数は、一年間にわたり百二十単位時間以上とする。

（通信制の学科における授業の方法等）

第三十条 通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれらにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）と対面授業との併用により行うものとする。

- 2 通信制の学科においては、前項に掲げる授業のほか、第十三条第一項の方法による授業（以下「遠隔授業」という。）を加えて行うことができる。
- 3 （略）

問9 3月24日付け通知においては、外部機関等のMOOC等を自宅で履修したことをもって授業時数に加算するような運用を許容しているのか。

- 3月24日付け通知では、「聴講の前後において、授業担当教員による説明等の指導を行う必要があるが、こうした遠隔授業の一部として、MOOC等の教育コンテンツを活用することも考えられる」としてありますが、これはあくまで、専修学校が開設した授業の一部で外部機関等が開設したMOOC等を「教材」として使用、あるいは、MOOC等を提供する外部機関等と連携協力して授業を実施することを想定したものです。

問10 生徒の通信環境への配慮についてどのような取組が考えられるか。【下線部分更新】

- 4月6日付け総合教育政策局長通知「専門学校等における遠隔授業の実施に当たっての生徒の通信環境への配慮等について」のとおり、遠隔授業の実施に当たっては、必要に応じて事前のアンケート調査により生徒の情報通信機器の保有状況等を把握し、適切な遠隔授業の実施方法を検討するなど、生徒の通信環境に十分配慮することが重要です。
- その上で、テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業や、オンライン教材等を用いたオンデマンド型の遠隔授業等の実施方法が考えられるところ、授業の実施形態により必要な通信量は多様であることから、生徒の通信環境や学校内・地域の通信量等を踏まえつつ、これらの授業方法の組合せ又は対面授業との組合せや、画質調整等によるオンライン教材の低容量化、教材のダウンロードを回線の比較的空いている時間帯に指定するなど、各専修学校の状況に応じた取組の工夫をお願いします。
- なお、同時双方向型の遠隔授業を実施する場合、当該授業の全時間帯について同時双方向の状態を保つことは法令上求められていないことから、例えば、授業の最初と最後においてテレビ会議システム等を通じた講義を実施し、その途中においては、電子メールや掲示板等による質疑応答等を行いつつ、スライド資料等の教材を用いて、対面授業中に課すものに相当する学修を各自行わせるといった方法も考えられます。また、国立情報学研究所が主催する「4月からの大学等遠隔授業に関する取組状況共有サイバーシンポジウム」において公表された「データダイエットへの協力のお願い」において、通信量に配慮した授業の実施・設計手法が紹介されていますので、ご参照ください。

(国立情報学研究所ホームページ)

<https://www.nii.ac.jp/event/other/decs/tips.html>

- また、十分な通信環境を持たない生徒に対しては、地域における新型コロナウイルス感染症の影響の程度にもよりますが、専修学校の教室やPCルームを開放する、PCやルータ等を貸与する等の方法により対応することが考えられます。

専修学校のPCルーム等を開放する場合には、5月15日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた専門学校等における教育活動の実施に際しての留意事項等について（周知）」等を参照の上、万全の感染症対策を講じ、衛生環境の整備に特に御留意ください。

- さらに、通信状況によっては、メール送受信やシステムへのアップロード等の際に通信障害など技術的なトラブルが発生する可能性も考えられますので、特に成績評価に必要な課題・レポート等の提出を受け付ける際には、提出状況につき丁寧に確認を行うなど、生徒に不利益の生じないようご配慮をお願いします。

問11 障害のある生徒への合理的配慮についてどのような取組が考えられるか。【新規】

- 遠隔授業の実施に当たっては、障害のある生徒の受講に十分配慮するようお願いいたします。その際、遠隔授業の方法や生徒の障害の状況に応じて、例えば、聞き取りやすいようゆっくりと話すことや、教材へのテキスト情報の充実や字幕の挿入、説明原稿の提供、機械による音声読み上げが可能な教材の使用等が考えられますが、必要な配慮の方法については、障害のある生徒を支援する学校内組織等とも連携の上、個別に当該生徒とご相談いただくようお願いいたします。

問12 専修学校における遠隔授業の取組事例について【新規】

- 現在、遠隔授業を行っている専修学校等におかれては、教職員の方々のご尽力により、生徒に必要な学修機会が確保されるよう努めていただいています。遠隔授業の実施に当たっては、これまでにない課題への対応が求められる一方で、授業の内容や方法等について、生徒の学習意欲や学習効果を高めるための様々な工夫が実践されつつあります。文部科学省において、別添の通り、各専修学校の取組事例をまとめましたのでご参照ください。
- また、近日中に、遠隔授業の取組について、主に事例集で取り上げた専修学校から寄せられた動画を文部科学省のホームページに掲載予定ですので、併せてご参照ください。
- 文部科学省としては、各専修学校等がこのような取組を参考に遠隔授業の促進を図ることができるよう、引き続き、具体的な事例の報収集と周知を行ってまいります。

※新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校における遠隔授業の取組事例集

https://www.mext.go.jp/content/20200515-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

【新型コロナウイルス感染症対策のための遠隔授業の実施に関すること】

問 1 3 臨時休業中に遠隔授業を実施することは可能か。

- 臨時休業の対象となる業務の範囲は、各専修学校において判断されるものですが、多くの生徒や教職員の感染リスクにあらかじめ備えるという臨時休業の趣旨を踏まえ、専修学校の施設等を利用した形で行われる対面授業を休業とし、通学を要さずに自宅等で受ける遠隔授業等について実施することは可能であると考えております。なお、対面授業のうち、校外実習等が必要な養成施設等においては、その休業については、当該養成課程を所管する関係部局等と相談の上対応してください。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 4 5 条第 2 項に基づき、都道府県知事より、専修学校の設置者に対して、専修学校の施設の使用制限等の要請があった場合の遠隔授業の実施については、問 1 2 を参照してください。

問 1 4 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 4 5 条第 2 項に基づき、都道府県知事より、各専修学校等の設置者に対して、専修学校の施設の使用制限等の要請があった場合、臨時休業を行った上で、遠隔授業を実施することは、当該要請に基づく措置を講じたものといえるか。

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 4 5 条第 2 項に基づき、都道府県知事より、専修学校の設置者に対して、専修学校の施設の使用制限等の要請があった場合に、具体的にどのような措置を講ずれば、当該要請に基づく措置を講じたものといえるか否かについては、当該要請の具体的内容によるため、一概にお答えすることは困難です。
- なお、同項に規定されているように、当該要請は多数の者が利用する施設の使用制限等を内容としていることから、専修学校の施設等を利用した形で行われる対面授業に係る専修学校の活動は全て行わないものとしたうえで、専修学校への通学を要さずに自宅等で受ける遠隔授業を行うことはあり得ると考えていますが、具体的には都道府県等の衛生管理部局と相談していただくようお願いいたします。

※ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）

（感染を防止するための協力要請等）

第四十五条（略）

- 2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和三十二年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をい

う。)その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(次項において「施設管理者等」という。)に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3・4 (略)

問15 新型コロナウイルス感染症対策として、本来対面授業として実施することを予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部が、結果的に遠隔授業により実施された場合については、課程の修了に必要な総授業時数の4分の3に算入する必要があるか。【下線部分更新】

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、臨時休業が長期化するなど、本来授業計画において対面授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部または一部を対面授業により予定通り実施することが困難と認められる場合には、特例的な措置として、対面授業に相当する教育効果を有すると専修学校において認められるものについては、専修学校設置基準第19条で規定する授業の方法を弾力的に取り扱って差し支えありません。

具体的には、同規定が主に想定している、教室等において対面で授業を行うという授業の方法について、対面授業に限らず、自宅における、遠隔授業や、授業中に課すものに相当する課題等(以下「対面授業以外の授業」という。)を行うなど、弾力的な運用を行うことも認められます。

○ 上記特例的な措置において対面授業以外の授業として認められる遠隔授業は、第13条第1項の規定による遠隔授業ではなく、同条第2項の規定は適用されないことから、同規定の課程の修了に必要な総授業時数の4分の3に算入する必要はありません。

○ なお、上記特例的な措置の面接授業以外の授業の成績評価を行う場合であっても、当該授業の実施状況及び成果を確認した結果、当該授業科目の到達目標を十分に達成できていることに加え、面接授業の実施によって得られる教育効果が認められる必要があります。その観点から、以下の(1)から(3)までについて、留意頂くようお願いします。

(1) 授業担当教員の各授業ごとの授業計画(シラバス等)の下に実施されていること

(2) 授業担当教員が、オンライン上での出席管理や、確認的な課題の提出などにより、当該授業の実施状況を十分に把握していること

(3) 生徒一人一人へ確実に情報を伝達する手段や、生徒からの相談に速やかに応じる体制が確保されていること

(4) 専修学校として、どの授業科目が遠隔授業で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握していること

※ 4月6日付け総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡別紙1「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A」の問8のケースについて、回答においては、「結果的に全ての授業が遠隔授業となった場合には、主として対面授業により実施した場合には該当しないため、総授業時数のうち4分の3を超えないものとして授業時数に算入する必要があります」としておりますが、上記特例的な措置の下、対面授業以外の授業として認められる場合には、総授業時数の4分の3に算入する必要は

ございません。

※ 専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）

（授業の方法）

第十三条 専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の課程の修了に必要な総授業時数のうち四分の三を超えないものとする。

第十九条 （略）

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める授業時数をもつて一単位とすることができる。

2 （略）

（通信制の学科の授業時数）

第二十九条 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）の授業時数は、一年間にわたり百二十単位時間以上とする。

（通信制の学科における授業の方法等）

第三十条 通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれらにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）と対面授業との併用により行うものとする。

2 通信制の学科においては、前項に掲げる授業のほか、第十三条第一項の方法による授業（以下「遠隔授業」という。）を加えて行うことができる。

3 （略）

問16 問15の回答においては、「本来対面授業として実施することを予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部が、結果的に遠隔授業により実施された場合」とあるが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、年度当初から授業計画等を組み変えて遠隔授業により実施することとした場合については、総授業時数の4分の3に算入する必要があるのか。

○ 今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、急きょ年度当初から全ての授業を遠隔授業により実施することとしていた場合であっても、問15の回答においてお示しした特例的な措置の下、対面授業以外の授業として行う場合には、当該授業時数を総授業時数の4分の3に算入する必要はありません。ただし、その際には問15の回答を踏まえ、対面授業の実施によって得られる教育効果が認められる必要があることに留意してください。

問17 対面授業を実施している専修学校において、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域に生徒が住んでいる等、通学した場合の感染の可能性が高まっている場合、当該生徒に対して、問15の回答にある「対面授業以外の授業」を実施することは可能か。

- 質問のケースについては、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、生徒の個別具体的な状況等を踏まえた上で、問15の回答においてお示した特例的な措置の下、対面授業以外の授業を実施することは可能です。

問18 専修学校が臨時休業中に同時双方向型の遠隔授業を実施したが、自宅の通信環境が整っておらず、当該遠隔授業を受講できなかった生徒に対して、対面授業開始後に、事後的に専修学校のPCルームなどにおいて、当該遠隔授業の録画等により授業を受けさせる場合、問13の回答にある「対面授業以外の授業」として認められるか。

- 質問のケースについては、対面授業に相当する教育効果を有すると専修学校において認められる場合には、問15の回答においてお示した特例的な措置の下、対面授業以外の授業として認められるものと考えております。ただし、当該授業を実施する際には問15の回答の(1)から(3)までに留意してください。

問19 問15の回答において、「本来対面授業として実施することを予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部が、結果的に遠隔授業により実施された場合」とあるが、予め生徒に示していた方法で成績評価することが困難となった場合、成績評価方法を変更することは許されるのか。例えば、評定を付すとしていた科目について、可否のみで評価することは可能か。

- 各専修学校の判断により、生徒に対してあらかじめ示していた成績評価方法を変更すること（評定を付す方法から可否のみによる評価方法への変更も含む。）は可能であり、各授業科目の到達目標に応じた適切な成績評価手法を選択していただくとともに、変更にあたっては生徒に対する丁寧な説明に努めるようお願いいたします。

問20 問15の回答において、「上記の対面授業以外の授業の成績評価を行う際には、当該授業の実施状況及び成果を確認した結果、当該授業科目の到達目標を十分に達成できていることに加え、対面授業の実施によって得られる教育効果が認められる必要があります」とあるが、対面授業とは異なる成績評価の方法を採用して問題ないか。

- 質問にある問15の回答中の記載は、成績評価に当たって、対面授業以外の授業の教育効果としての資質及び能力が、本来予定していた対面授業による授業科目の到達目標を達成しているか否かを確認する必要があるという趣旨で述べたものであり、当該到達目標に応じた適切な成績評価手法であれば、各専修学校の判断において、対面授業とは異なる成績評価の手法を採用することは差し支えありません。

新型コロナウイルス感染症対応に係る 専修学校における 遠隔授業の取組事例集



文部科学省総合教育政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室

本資料は、一般社団法人全国専門学校情報教育協会の協力も得て、遠隔授業に取り組んでいる専修学校(準備中のものを含む)の取組をまとめたものです。
是非、これから遠隔授業に取り組まれる学校においてご活用いただければ幸いです。

目次

○日本航空専門学校	・・・ 1	○新潟会計ビジネス専門学校	・・・ 13
○北海道情報専門学校	・・・ 2	○新潟ビジネス専門学校	・・・ 14
○吉田学園情報ビジネス専門学校	・・・ 3	○ECCコンピュータ専門学校	・・・ 15
○東北電子専門学校	・・・ 4	○大阪情報専門学校	・・・ 16
○国際ビジネス公務員大学校	・・・ 5	○日本分析化学専門学校	・・・ 17
○中央農業大学校	・・・ 6	○専門学校YICリハビリテーション大学校	・・・ 18
○船橋情報ビジネス専門学校	・・・ 7	○穴吹デザインカレッジ	・・・ 19
○東京スポーツ・レクリエーション専門学校	・・・ 8	○専門学校穴吹コンピュータカレッジ	・・・ 20
○日本医学柔整鍼灸専門学校	・・・ 9	○河原学園 河原電子ビジネス専門学校等	・・・ 21
○日本工学院専門学校	・・・ 10	○麻生医療福祉専門学校	・・・ 22
○早稲田文理専門学校	・・・ 11	○学校法人KBC学園	・・・ 23
○情報科学専門学校	・・・ 12		

専修学校における遠隔授業の取組事例の主な特長

【講義科目関係】

- ・ ホワイトボードや黒板をPCカメラで映写し対面授業と同様に講義
- ・ 動画による講義、チャット・ビデオ通話による質疑応答、Googleフォームを用いた演習問題を出題

【実習科目関係】

- ・ グループ演習を伴わない講義や実習科目をオンライン授業で代替
- ・ 実習科目の一部について、実習操作のデモンストレーションを遠隔操作で教示
- ・ 実習動画を確認させ、自宅において実習を行うとともに、事後課題や成果物の写真送付等により評価

【学校養成所関係】

- ・ 講義について、双方向のオンライン授業とeラーニング教材の併用により対面授業を代替
- ・ 第1期を全てオンライン授業で行い、実技・実習を第2期以降とするなど授業計画の組み替え

【遠隔授業を行う上での工夫】

- ・ 学校独自の遠隔教育システムの活用
- ・ Microsoft Teams, ZOOM, Cisco Webex, YouTube, Google Classroom, LINE等多様なツールの活用
- ・ 講義、実習を組み合わせた授業
- ・ 基礎学習向けのeラーニング教材、遠隔指導 等

【生徒の通信環境等への配慮】

- ・ 情報環境のない生徒に対し、感染拡大防止対策を行った上でPCルーム等の活用
- ・ スマートフォン対応やノート型PC等の貸与
- ・ 自宅で視聴できない生徒には授業を録画したDVDを貸与

【生徒の学習等へのケア】

- ・ 学習面や生活面のフォローを行うためオンライン面談の実施
- ・ 卒業年次生には就職指導を実施

新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校における遠隔授業の取組事例

日本航空専門学校／北海道

【授業開始】 4月2日に予定していた授業開始を
4月9日に延期

【期間】 4月9日～5月15日（状況により延期有）
1日平均6時間の授業を実施

【対象】 全学科（3学科）/学科教育
航空整備科：282名
空港技術科：200名
国際航空ビジネス科：176名

【方法】 タブレット型PC、大型モニター設置、
カメラを使用した同時双方向型授業
（スマートフォン対応可能）

【内容】

- ・ 2月中旬より準備を開始
- ・ 3年前より行っている本学独自のeラーニング教材を使用した授業
- ・ 出欠確認、ホームルームを実施（学生の顔を確認）
- ・ 実習機材をカメラで撮影しながら説明
- ・ 実習を伴う授業は学科教育を先行して実施



【内容】（続き）

- ・ 航空整備科は国土交通大臣指定航空従事者養成施設のため原則、対面の教育となっているが座学の授業においては双方向のオンライン授業とeラーニング教材を使用し進捗確認を行うことで航空局から正式な授業として認められた。
- ・ 一等航空整備士養成コースの3年次の教育はエアライン(JAL/ANA)の指定養成の教育を学内の教官と共同で行うプログラムとなっている。今回の双方向オンライン教育も各エアラインより承諾を得ている。

新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校における遠隔授業の取組事例

北海道情報専門学校／北海道

【授業開始】 4月1日

- ・当初は分散登校・コミュニケーションツールでの指示による課題演習で対処
- ・4月13日から順次遠隔授業に移行

【期間】 4月13日～5月29日（状況により延期有）
1日平均3時限の授業を実施

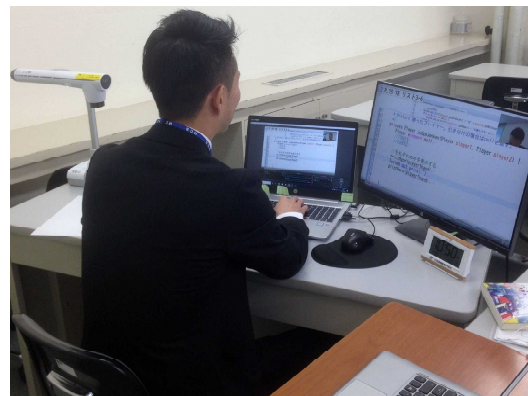
【対象】 全6学科：880名

【方法】 PC（ノート型）、モニター設置、動画配信とチャット・通話（コミュニケーションツール）を併用した同時双方向型授業

- ・スマートフォン対応（動画・チャット・通話）
- ・プログラミング実習環境を持たない学生に対するノート型PCの貸与

【内容】

- ・4月初旬より準備を開始（学生のPC保持・インターネット接続環境調査）
- ・既存の遠隔教育システム（グループ校一斉受講可能なPINE-NET/II）の利用（学生の自宅で受講を可能にするため、動画配信サービスを活用）



【内容】（続き）

- ・出欠確認、ホームルームを実施（動画配信とコミュニケーションツールを併用）
- ・授業はPC画面や書画カメラで撮影しながら説明
- ・グループ演習を伴わない講義・個別のPC実習科目を先行して実施
- ・コミュニケーションツールを利用して演習課題を配布、提出

2

新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校における遠隔授業の取組事例

吉田学園情報ビジネス専門学校／北海道

【授業開始】 4月2日の授業開始を4月9日に延期して今後の教育活動のオリエンテーション実施

【期間】 4月9日～5月29日（緊急事態宣言解除時期で延長可能性有）
(5月より) 1日平均4時間授業

【対象】 全学科全学年 271名
(グループ校全体で実施済か近日開始予定)

【方法】 全学生に貸与済のノートPCを使用
教員側は大型モニターやビデオカメラを使用した同時双方向型授業を実施

「Webex」と「Google Classroom」の併用

【内容】

- ・新入生は、基礎学習向けのeラーニング教材を使用して、数学を含む複数科目を実施。取組状況が悪い学生には遠隔で個別指導を行っている。
- ・進級生の「クリエイター系クラス」は、個人作品制作を推し進め、遠隔で個別指導を実施している。「IT系クラス」は、資格対策用eラーニング教材を使用して遠隔で指導を行っている。
- ・授業内容は原則録画を行い、二次利用を想定した資産蓄積を行っている。
- ・課題提出、テストは「Google Classroom」にて実施、管理している。
- ・教務部は各担当から回収される「授業記録簿」にて実施状況の管理を行う。
- ・就職活動学生向けに企業の協力により「オンライン会社説明会」を推進中。



3

新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校における遠隔授業の取組事例

東北電子専門学校／宮城県

- 【授業開始】** 4月6日に予定していた授業開始を
4月14日に延期
- 【期間】** 4月14日～5月31日（状況により延期有）
1日平均3時間の授業を実施
- 【対象】** 全学科（22学科） / 計1,630名
- 【方法】** Microsoft Teamsを利用した同時双方向型
遠隔授業。教員：学内 または自宅(PC)
学生：自宅(PC / iPad /スマートフォン)
- 【内容】**

- ・遠隔授業実施前に実験授業を行い、Teamsが対応できる人数、文字・画像の見やすさ、音声の聞き取りやすさ等を確認
- ・学生の出欠は、会議への参加者リストの確認と、全員に同一問題を提示し、Teamsの会議チャットに解答を投稿させて記録
- ・事前に授業のテーマを提示し、当日までにテキストを読むことを指示
- ・学生に対する演習の指示や課題への取組み方の説明等は、PowerPoint等で資料を作成し、Teamsの共有機能を使用



【内容】（続き）

- ・欠席者には、PowerPointの資料を本校ポータルサイトで公開、質問がある場合は個別対応を実施
- ・提出物の回収は、Class Notebookを使用し、学生の個人フォルダに提出させて確認
- ・実習科目については、デモ（実習操作）の部分抜き出し、PCから遠隔操作で教示
- ・Teamsの会議中に、学生の反応を確認する場合は、Formsでアンケートや質問を作成し投票させる

4

新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校における遠隔授業の取組事例

国際ビジネス公務員大学校／福島県

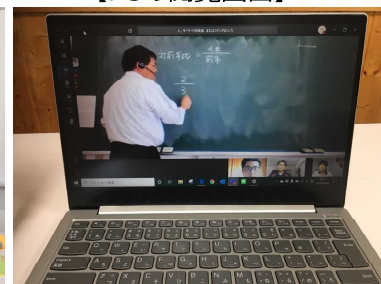
- 【授業開始】** 4月13日に予定していた授業開始を
5月11日に延期
- 【期間】** 5月11日～5月末日（状況により延期有）
1日平均3～4時間のLIVE配信授業を実施
- 【対象】** 全学科（5分野・13学科・計349名）
- ・公務員分野 : 120名
 - ・医療事務分野 : 80名
 - ・ビジネス分野 : 62名
 - ・国際分野 : 56名
 - ・こども保育分野 : 31名
- 【方法】** ノートPC、Microsoft Teamsを使用し
ての同時双方向型授業（PC、タブレット
端末、スマートフォン対応可能）
- 【内容】**

- ・チャット機能を使用し出欠確認
- ・講義形式の科目中心にオンライン授業化
- ・ホワイトボードや黒板をパソコンのカメラで写し通常の授業と同様に展開

【オンライン授業の様子】



【PCの閲覧画面】



【内容】（続き）

- ・解答・解説時は、教員の手元をカメラを写し解いている様子をリアルタイムで学生に見せ理解させる
- ・ファイル共有が可能のため、オンライン授業と同時に補助教材としてのPDFデータを閲覧させて授業を進める
- ・80人以上の学生が同時に参加する合同授業を実施（システム上、250人まで同時参加可）
- ・通常のオンライン授業の他に個別もしくは少人数での補講授業を実施

5

新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校における遠隔授業の取組事例

中央農業大学校／群馬県

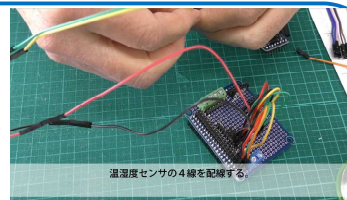
- 【授業開始】4月10日に予定していた授業開始を4月13日以降に延期
- 【期間】4月13日～5月29日（状況により延期有）5/18以降は1日平均3時間の授業を実施
- 【対象】全学科（2学科）/学科・実習演習教育
 ファーム農業経営学科：46名
 農業経営学科：35名
 食農調理師学科：6名
- 【方法】タブレット型または通常PC、カメラを使用した同時双方向型授業（スマートフォン対応可能）

【内容】

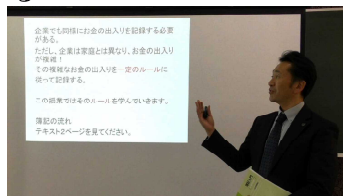
- ・本年度より行っている本学独自のeラーニング教材を使用した授業
- ・学科に関しては教科書、プリントの説明を実施しGoogleフォーム等を使用しての設問、質疑応答を確認
- ・農業実習、調理実習、農作物加工実習は実習動画を確認後にプリント対応や各自、調理後に写真を転送する
- ・できる限り実習を伴う授業は学科教育を先行して実施
- ・ZOOMやWebex等を使用してハイブリッド型授業を実施



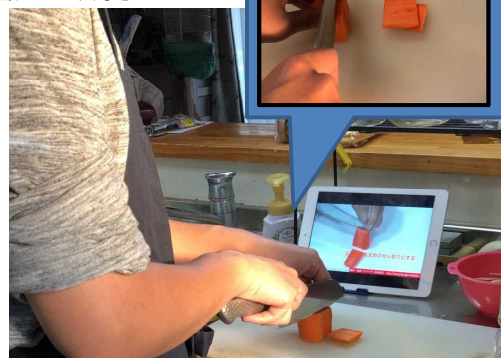
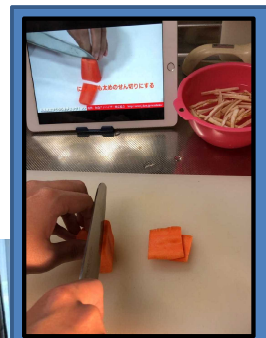
農業実習：種蒔きの育苗をVol.1～3まで視聴し教科書参照し課題を対応する



農業ICT実習：農業センサDIY視聴後、プリント記入して返信する



農業簿記：座学教科書プリント対応



調理実習：課題を手順に従って行い結果をリターン

6

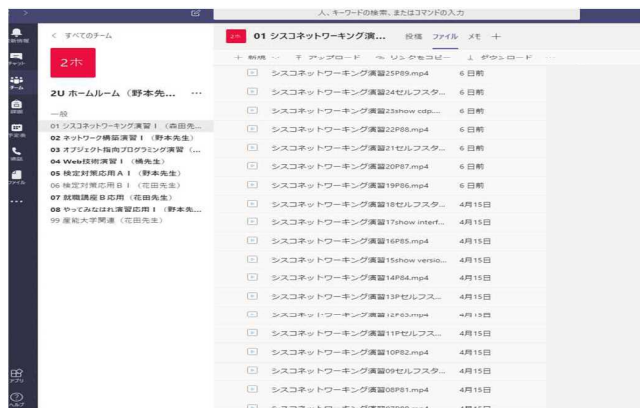
新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校における遠隔授業の取組事例

船橋情報ビジネス専門学校／千葉県

- 【授業開始】4月13日に予定していた授業開始を4月20日に延期
- 【期間】4月20日～未定
1日あたり90分×3コマの授業を実施
- 【対象】全学科（7学科）
 ITエンジニア科4年制：178名
 ITエンジニア科：163名、情報処理科：177名
 情報ネットワーク科：181名
 Webクリエイター科：78名
 ITビジネス科：131名、こども学科：37名
- 【方法】PC、スマートフォンで、受講および双方向のやり取りを行う

【内容】

- ・動画による講義、チャット・ビデオ通話による質疑応答、Googleフォームを用いた演習問題
- ・Microsoft Teams等を用いた出席確認
- ・学生同士のグループ作業はオンライン上で実施



【内容】（詳細）

- ・学生は時間割に沿って動画を視聴。質問は授業時間中はチャットで、授業終了後はチャットもしくはビデオ通話で行う。単元終了ごとにGoogleフォームを用いた小テストで効果測定を行う。
- ・授業時間外には担任が学生とビデオ通話によるオンライン面談を実施。学習面だけでなく生活面の不安などのケアも行う。

7

新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校における遠隔授業の取組事例

東京スポーツ・レクリエーション専門学校／東京都

【授業開始】 4月7日に予定していた授業開始を
6月1日に延期
【期間】 4月20日～5月31日（状況により延期有）
1日平均3時間の授業を実施
【対象】 学科教育
スポーツトレーナー科：129名

【方法】 タブレット型PC、大型モニター設置、
カメラを使用したオンデマンド型授業
(スマートフォン対応可能)

【内容】
・3月下旬より準備を開始
・実習機材をカメラで撮影しながら説明



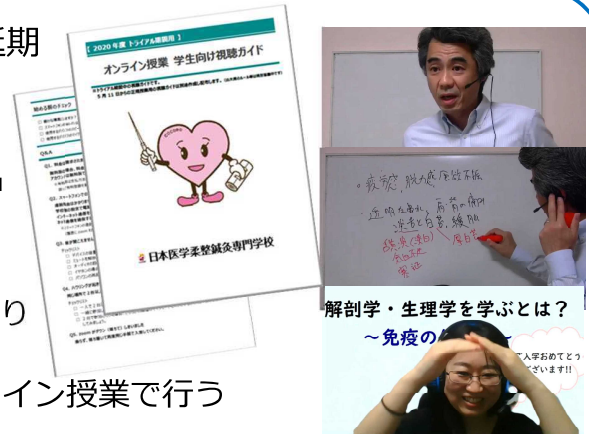
【内容】 (続き)
・アスレティックトレーナーを目指す学生向けに全学科に先行してオンデマンド型の一方通行授業を実施。質問等学生からの要望は、Moodle・LINEを使用しフォローを実施している。
使用ツールは、テレビ会議システムの「Zoom」を使用している。現状、録画したオンデマンド型の授業発信。5月中旬より全学科同時双方向型の授業を展開予定。

新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校における遠隔授業の取組事例

日本医学柔整鍼灸専門学校／東京都

【授業開始】 4月3日に予定していた授業開始を5月11日に延期
【期間】 5月11日～7月21日（全4期制の1第期）
【対象】 全学科（4学科）
柔道整復学科昼間部：166名 同 夜間部：117名
鍼灸学科昼間部：200名 同 夜間部：161名
【方法】 WEB会議システムを利用した同時双方向型授業
(スマートフォン対応可能～学生のWEB端末調査により)

【内容】
・3月下旬より準備を開始し、4月1日に第1期はすべてオンライン授業で行うことを正式決定
・実技や実習授業は第2期以降に組み替え
・学生および教員がオンライン授業に慣れること、実際の運用上の課題抽出含め、テスト導入としてのプレ授業を4月20日から全9日程(のべ36コマ)で実施
・オンライン授業に関する教員向け・学生向けのマニュアルを作成する一方、プレ授業で気づいた留意点や工夫を教員同士で共有しアップグレード
・学生とのコミュニケーションを補うためのWEB会議システムを利用した場『コミュニケーションルーム』(日時指定)を設置
・どうしても受講環境が整わない場合や欠席対応を想定して録画配信を予定
・オンライン授業では、必ず授業を担当する教員以外に補助教員(共同ホスト)を配置し、授業中の入退室や授業フォローを行う体制に



新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校における遠隔授業の取組事例

日本工学院専門学校 ITカレッジ/東京都

- 【授業開始】** 4月8日に予定していた授業開始を
4月21日に延期
- 【期間】** 4月21日～（情勢により遠隔授業延長有）
1日平均3時間分の遠隔学習を展開
- 【対象】** ITカレッジ(進級学年) / 資格対策など
ITスペシャリスト科
情報処理科
パソコン・ネットワーク科
- 【方法】** Google Classroomを介したオンデマンド、
配布済みノート型PC内蔵カメラを使用した
同時双方向型によるハイブリッド対応
(スマートフォン対応も可)

【内容】

- ・3月中旬より準備を開始
- ・6年前より運用しているclassroomを活用した展開
- ・ホームルームも実施（学生とのコミュニケーション）
- ・チャット、メールによる質問対応も実施



【内容】（続き）

- ・情報処理技術者試験（IPA）座学の授業においては双方向のオンライン授業とオンデマンド教材での反復、フォームを使用し小テストなどを複合して行うことで最低限の効果は出ている。（新入生にはさらにe-learningを提供し運用を開始する）
- ・実習の授業についても配布済みノートPCとインストール済みの環境を用いて双方向型の授業の配当を開始。なおサポートについてはチャット機能を用いてティーチングアシスタントが適時対応する。

新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校における遠隔授業の取組事例

早稲田文理専門学校/東京都

- 【授業開始】** 4月8日に予定していた授業開始を
6月1日に延期
- 【期間】** 4月20日～5月31日（状況により延期有）
- 【対象】** ゲームクリエイター学科 52名

- 【方法】** Teamsを活用した課題提出
- ・科目毎にテキストを配布
 - ・確認テストを配布
- （テキスト配布後3日後以降で回答期限は1週間）
- ・質問等はチャットを利用して行う。
(スマートフォン対応可能)



【内容】

- ・4月の緊急事態宣言発令後より準備を開始
- ・今回の休校措置対応用にテキストを新たに作成
- ・学年毎に指導方法を変更して対応
- ・Microsoft365を学生全員に配布し、学習環境およびコミュニケーション環境を整備

【内容（続き）】

- ・新入生についてはIT基礎教育を中心にTeamsを利用してテキスト配布、確認テストを配信
- ・質疑等についてはTeamsのチャットを利用
- ・卒業年次生についてはポートフォリオ制作および就職指導を実施
- ・就職アンケートや生活状況アンケートも実施

新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校における遠隔授業の取組事例

情報科学専門学校／神奈川県

【授業開始】4月7日に予定していた授業開始を
5月7日に延期

【期間】5月7日～（状況に応じ対面授業実施）
1日平均6時間の授業を実施

【対象】全学科（8学科）
情報セキュリティ学科、実践AI科、
先端ITシステム科、情報処理科、
Web技術科、実践IoT科、ビジネス科
ITライセンス科

【方法】遠隔会議システムとLMSを組み合わせた
同期型オンライン授業
学生はPCまたはスマホで受講可能

【内容】

- ・2月中旬より準備を開始
- ・3年前より導入しているLMSベースのオンライン
科目の仕組みを対面授業科目にも応用
- ・出欠は遠隔会議システムで自動チェック
- ・講義、課題、ディスカッション、グループワーク
などをLMSと遠隔会議システムを活用してリアル
タイム双方向型で実現

学習ガイド
スライド資料1
R言語インストーラー

この授業で使用するデータ分析ソフトRのインストーラーです。欠席した場合は次回授業までにスライド資料を
ーし、動作確認を行っていただきます。

<演習1> 「相性」がデータで分かったら実現したいこと
ダイジェスト1

利用制限 次の条件に合致しない限り利用できません:

- ・活動「<演習1> 「相性」がデータで分かったら実現したいこと」が完了マークされた場合
- ・2019年09月27日 14:00 以後
- ・2020年02月07日 12:40 以前

eラーニングシステムのIDとPassは（変更してない場合は）

ID : n学籍番号

Pass :

【内容】（続き）

- ・当面の間は全ての科目をオンラインで実
施
- ・プログラミング演習やプロジェクト学習
なども画面共有機能および遠隔操作機能
を活用することで、実技指導を実現
- ・学生支援(出欠・公欠、資格取得、就職支
援、ポートフォリオ作成等)や授業アンケ
ートは従前よりシステム化済み
- ・オンライン授業での著作物の利用につい
ても指定機関へ届け出済み

12

新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校における遠隔授業の取組事例

新潟会計ビジネス専門学校／新潟県

【授業開始】4月2日に予定していた授業開始を
4月7日に延期

【期間】4月7日～5月29日（状況により延期有）
1日平均6時間の授業を実施

【対象】全学科（5学科）/学科教育
経理ビジネス学科
事務・ビジネス総合学科
ITビジネス総合学科
税理士学科
会計ライセンス学科

【方法】オンライン、動画配信、Webアンケー
ト、SNSを使用した複合型授業

【内容】

- ・3月中旬より準備を開始
- ・配信用の授業動画を予め撮影し、YouTubeに限定公
開でアップ
- ・出欠確認、ホームルームをオンラインで実施（学生
の顔を確認）
- ・その後、SNSを通し、動画配信URLを送付



【内容】（続き）

- ・学生に授業動画の視聴をしてもらう。
- ・授業終了時間を見計らい、授業のアンケ
ートURLをSNSで配信。Webアン
ケートに回答してもらう。
- ・次の日のホームルーム（オンライン）に
て、Webアンケートの結果から、前日の
授業における不明点等の解説を行う。
※これを毎日繰り返す。
- ・定期テストもオンラインで実施予定。

13

新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校における遠隔授業の取組事例

新潟ビジネス専門学校／新潟県

【授業開始】 4月6日の予定を4月7日に延期
【期間】 4月7日～5月29日（状況により延期有）
1日平均4時間の授業を実施（5月より拡大）

【対象】 全学科（9学科）
医療秘書・事務学科、IT医療情報学科
販売スペシャリスト学科、医薬品・登録販売者学科
ビジネス秘書・事務学科、オフィスビジネス学科、
事業創造学科、イベントビジネス学科、
ビジネスライセンス学科

【遠隔授業に必要な教具】

ノート型PC、大型モニター設置、学生はスマホまたはPC。

【方法】 Webカメラを使用した同時双方向型授業。または動画撮影した内容を活用した授業。

【内容】 講義系科目・PC系科目・面接練習など

- ・3月中旬より準備を開始。
- ・Zoom、Teamsアプリを学生と教員相互にダウンロードし、オンラインで授業を実施。またはYouTubeで限定公開した授業動画を見ながら、講義や課題を行う形式をとっている。
- ・動画の出欠確認は開始前にオンラインで学生の顔を確認。授業後は学生からメールまたはSNSで課題を受け取り、添削して返信をおこなっている。また、Web上で授業アンケートを実施し、学生の疑問・質問の確認と、その後の個別指導に活用している。



14

新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校における遠隔授業の取組事例

ECCコンピュータ専門学校／大阪府

【授業開始】 4月13日に予定していた授業開始を
4月20日に延期、5月11日に再延期。

【期間】 5月11日～5月22日（状況により延期有）
すべての必修科目で実施

【対象】 全学科

【概要】

自宅にてノートパソコンを使って、オンラインで授業受講と課題提出を行う。

受講は録画された授業を視聴または解説文書を読む形とする。ライブ授業は行わない。

受講後、授業内で指定された課題を指定期日以内に提出することで出席扱いとする。

【準備コンテンツ】

授業コマ単位の授業資料と課題。

- ・授業資料：講義文書、スライド資料、動画などのファイルおよび視聴URL
- ・課題：演習問題、確認テスト回答、授業の感想と質問、レポートなど。

【授業資料の取得方法】

毎週月曜日に「配布サーバー」より1週間分の授業資料をダウンロードまたは動画を視聴する。

【授業課題の提出方法】

毎週木曜日23：59までに「提出サーバー」にて課題を提出する。

【授業のことで質問がある場合】

ビジネスチャットアプリ「Slack」を使って授業担当に、クラス名・氏名・科目名を明記の上、質問をする。原則として、該当する週の金曜日までに回答を送る。

15

新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校における遠隔授業の取組事例

大阪情報専門学校／大阪府

【科目】 JavaScript (プログラミング)
【授業期間】 4月24日～6月18日 (15回)
【対象】 大学併修学科 他：158名
【環境】 学校側：PC(カメラ,マイク内蔵)、
 dual display、書画カメラ
 学生側：PC^{*1)}、タブレット端末、スマホ
 Microsoft Teams (遠隔プラットフォーム)^{*2)}
 Microsoft Forms (コミュニケーションプラットフォーム)^{*2)}
 paiza.IO (オンライン実習ツール) ※遠隔授業での利用申請済
 *1) 希望者にはノートPC貸出し *2) 在学生全員にアカウント付与



【授業】

- ・ 講義時間(Teamsから事前通知)に学生はログインし、オンライン授業に参加する。
- ・ 授業時間は講義60分、実習30分を目安とする。
- ・ 講義時間は、JavaScriptのプログラムの流れや、教科書に関する記述内容などを、講師端末や書画カメラを共有しながら解説する。
- ・ 双方向授業を中心にモチベーションを維持するため、授業中は常時、チャット機能を利用した発問や学生からの質問・意見の収集に努める。

【授業】 (続き)

- ・ 実習時間は、個別の実習環境^{*3)}でプログラミングを試行しながら動作確認を行う。
- *3) paiza.IOは、インターネット上の実行環境を利用するため、個人環境に影響されず全員が同じ結果を得ることができる。
- ・ 授業アンケート(Forms)と課題提出で振り返りと出席確認を行う。
- ・ 授業は同時録画され、後日受講や復習用としてTeams環境下でオンデマンド配信する。

新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校における遠隔授業の取組事例

日本分析化学専門学校／大阪府

【授業開始】 4月13日の当初予定通り
【期間】 4月13日～5月29日
 (状況により延長)
【対象】 全学科 (304名)
【方法】 WEB会議システムを利用した同時双方向型授業
【内容】



- ・ 4月6日に遠隔授業の実施を決定。カメラ・マイク・有線LAN等を整備。教員用・学生用マニュアルを作成周知。
- ・ ZoomのID、パスワード、教科書以外の教材や課題、連絡事項は、前日メールで送信すると同時に学生専用HPにアップロード。
- ・ 一日2コマから最大5コマの実施 (出席率平均90%)。
- ・ 音声による出欠確認、挙手機能による質問確認、チャットによる質問受付を実施。
- ・ 当日の授業動画はすべて録画し、同日中にYouTubeへアップロード。学生専用HPからのリンクにより、リアルタイム視聴ができなかった学生のフォローや復習素材として活用。自宅で視聴できない学生にはDVDにコピーして貸し出し。
- ・ その他対応策として、学生専用HPに個別相談の申込フォームを設置。希望日時と講師を申告。その希望に添い、学習面、生活面のフォローとしてオンライン面談を実施している。

新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校における遠隔授業の取組事例

専門学校YICリハビリテーション大学校／山口県

【授業開始】 4月6日一般授業開始、
4月10日より自宅待機、
4月11日より遠隔授業開始

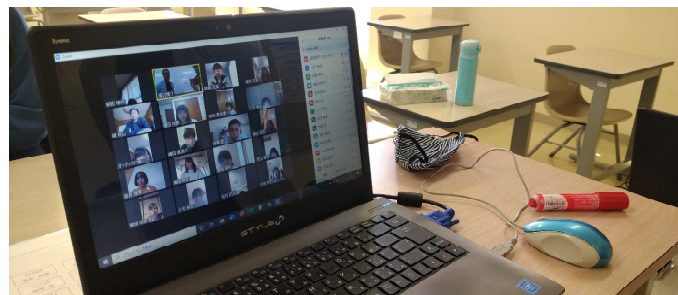
【期間】 4月11日～5月24日（状況により延期有）
1日平均4時間の授業を実施

【対象】 全学科（2学科4学年）/学科教育
理学療法学科：111名
作業療法学科：53名

【方法】 ノート型PC、プロジェクタ設置、
カメラを使用した同時双方向型授業

【内容】（スマートフォン対応可能）

- ・4月初旬より準備を開始
- ・Moodleを用いた課題・テスト形式
- ・Zoomを用いた遠隔授業（5月11日より実施）
- ・出欠確認、ホームルームを実施（学生の顔を確認）
- ・講師およびホワイトボードを撮影しながら講義
- ・講義資料・課題はMoodleにて事前配布
- ・Zoomにて適宜質疑応答を実施



【内容】（続き）

・両学科は厚生労働省の定める理学療法士作業療法士養成施設であり、原則、対面の教育となっているが、文部科学省通知より、今般の新型コロナウイルス感染症対策の一環で遠隔授業は対面授業に相当する教育効果を有すると認められた。

左記の学習手段を同時かつ双方向、質疑応答などによる指導を合わせ行い、生徒の意見の交換の機会が確保されていることを確認しながら、遠隔授業を実施している。

18

新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校における遠隔授業の取組事例

穴吹デザインカレッジ／香川県

【授業開始】 4月10日に予定していた授業開始を
5月7日に延期

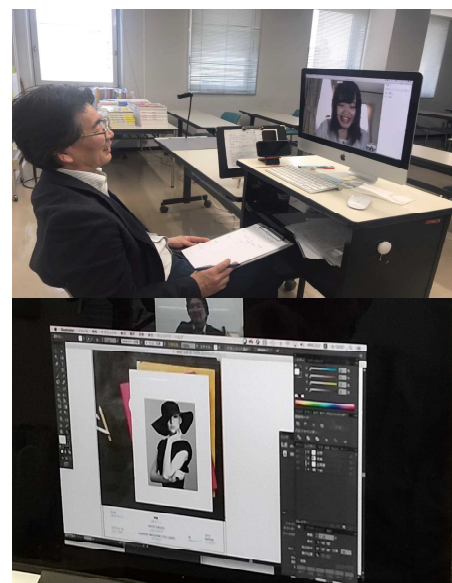
【遠隔期間】 5月7日～5月31日(状況により延長有)

【対象】 穴吹学園16校(高松市・徳島市・福山市・広島市)
約3,000名

【方法】 Cisco Webex meetingおよびGoogle Meet・
Google Classroomを組み合わせて使用した同時双方向
型オンライン授業
教員は学内で配信・学生は自宅・もしくは環境の無い
留学生は学校で3密を避け受講

【内容】

- ・3月より休講に備えて16校のオンライン授業準備を開始。
（環境整備・配信テスト等のスケジュールを本部で構築）
- ・昨年よりスタートしている遠隔授業を土台に展開。
- ・Google classroomに掲示しておいた実技課題を、学生は前もってダウンロード。
- ・教員が課題を説明したのち学生は各自時間内に作成し、classroomに提出。
- ・学生は自宅からプレゼンテーションを行い、教員を含む他の学生全員で評価する。
- ・Google classroom, チャット, 投票機能を使用した学生とのコミュニケーションのほか
確認テスト, アンケートを実施。
- ・個別でもガイダンスする。

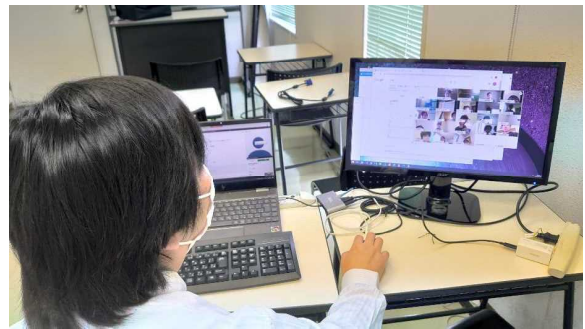


19

新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校における遠隔授業の取組事例

専門学校穴吹コンピュータカレッジ／香川県

- 【授業開始】** 4月11日に予定していた授業開始を
5月7日に延期
- 【期間】** 5月7日～5月31日（状況により延期有）
1日平均6時間の授業を実施
- 【対象】** 全学科（5学科）：183名
情報システム学科
ネットワークセキュリティ学科
ゲームクリエイター学科
情報ビジネス学科
国際ITエンジニア学科
- 【方法】** ノート型PC、モニター設置、
Webカメラを使用した同時双方向型授業
（スマートフォン対応可能）
- 【内容】**
- ・3月中旬より準備を開始
 - ・出欠確認、ホームルーム・ガイダンスを実施
 - ・パワーポイントや作成資料を示しながら説明
 - ・座学を中心に実施しているが、一部実習授業も配信



20

新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校における遠隔授業の取組事例

河原学園 専門学校9校／愛媛県

【実施校】

河原電子ビジネス専門学校、河原アイペット
ワールド専門学校、河原デザイン・アート専門学
校、河原ビューティモード専門学校、河原医療大
学校、河原ITビジネス専門学校、大原簿記公務
員専門学校 愛媛校、河原医療福祉専門学校、河
原パティシエ・医療・観光専門学校
計9校

【遠隔授業】

4月初旬以降、授業開始日を延期、再延期
としてきたが、全校5月18日より遠隔形式で
授業を開始する予定

配信方式は、同時双方向型が中心だが、学
科・科目によってはオンデマンド型も選択

※一部の校は先行的に遠隔授業を実施。

※実習授業は、分散して従来形式の実施。

【期間】

5月18日より、一ヶ月程度の予定（状況に
より再検討する）

※対面授業再開後も、復習・補習用に動画配信は継続予定

【環境・機材】

（教員側）

学内もしくは自宅からコンピュータにより配信
※カメラ・マイクなしのコンピュータの場合、カメ
ラ・マイク追加

（学生側）

入学時に購入したノートパソコン、もしくは、タブ
レットを用いて自宅で受講

※未購入者は、個人のスマートフォンを使用

※Wifi等の環境のない学生は、学内に視聴環境を用
意

【プラットフォーム】

セキュリティを考慮し、フリーウェアではなく、
Microsoft 365を選択。そこに含まれる各種ソフト
ウェアを、教員側、学生側の双方で活用

【準備等】

3月より、遠隔授業実施を想定した準備を進め、
サーバ環境の整備、上記ソフトウェアの動作確認、
運用方法の策定、遠隔授業のマニュアル作成（教員
向け・学生向け）、教員向け研修、教員・学生向け
相談窓口設置を実施

21

新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校における遠隔授業の取組事例

麻生医療福祉専門学校／福岡県

【授業開始】 4月10日に予定していた授業開始を5月11日に延期→状況を鑑み対面授業開始は6月29日まで再延長

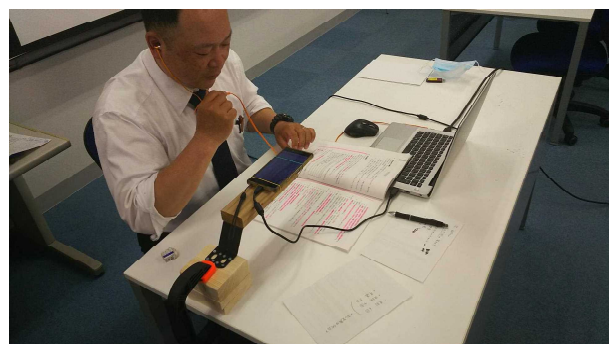
【遠隔期間】 5月11日～6月26日 1日平均2コマの授業を予定

【対象】 医療秘書事務科、診療情報管理士科 全学年

【方法】 ノート型PC、手元資料カメラにて授業を配信するLive授業型

【内容】

- ・4月よりテレワークが実施され、4月末に教科書発送しました。
- ・Live授業を基本としTeamsを標準ソフトとして使用します。
- ・出欠確認についてはLiveチャットにて「いいね」ボタンを押すことで学生が参加したかどうかを確認しています。その後、映像も共有し順次出席を呼び掛けにて確認。授業終了時も「いいね」ボタンにて在籍確認を行うとともに、授業をレコーディングし出席の証明とするよう統一しています。
- ・スマートフォンを手元資料用のカメラとして活用することで、PCカメラと手元資料とを切り替えてOHPのように資料を共有することができます。黒板を写すよりも手元資料に直接書き込むことで学生からの視聴はしやすくなるようです。特に医療事務のレセプトなど、細かい表示では役に立っています。今後も更なる工夫を加えながら遠隔授業を実施して行きます。



22

新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校における遠隔授業の取組事例

学校法人KBC学園／沖縄県

【授業開始】 4月8日に予定していた授業開始を6月2日に再延期

【期間】 5月11日～6月1日（状況により延期有）
オンラインを活用して、1日平均3～5時間の授業実施を一部学科にて予定

【対象】 全校（8校）/環境が整った学校・学科から順次対応
専門課程：1,732名
高等課程：142名（通信課程含む）

【方法】 ノート型PC、タブレット、大型モニター設置、カメラを使用した同時双方向型授業及び映像配信授業（スマートフォン対応可能）への取り組みを準備中

【職員の業務体制】

- ・4月中旬より自宅待機（在宅勤務）措置を講じ、一部職員が出勤して対外業務を対応
- ・GoogleMeetやZoomを活用したオンラインMTを実施
- ・自宅待機（在宅勤務）に遠隔授業に向けた準備
- ・YouTube用授業動画の撮影作業

【学生への対応内容】

- ・4月中旬より準備を開始
- ・一部学校（公務員系）において高校生向け講座をビデオ撮影し、YouTubeで配信
- ・デザイン系学校で学生とZoomを活用しHRにて状況確認を実施
- ・IT系において動画配信教材を活用
- ・座学中心の授業を先行して実施予定
- ・自己学習課題を用意し学生へ郵送
- ・美容系学校においては、実習授業においてオンライン授業への取り組みに苦慮
- ・GoogleMeet、Zoom、YouTubeを活用した遠隔授業に関する学園ガイドラインを作成中
- ・県内の先進的に取り組んでいる教育機関を見学し参考にしながら試行錯誤を繰り返している
- ・学生の家庭環境に差があるために一斉取り組みが出来ない
- ・学生への環境整備のための補助を検討中

23